

OSS 申請共同利用システム (AINAS) の利用料金に関する細則

平成29年 3月16日 制定
平成30年10月24日 改正
令和 2年 2月13日 改正
令和 4年11月18日 改正
令和 8年 2月17日 改正

公益財団法人自動車情報利活用促進協会

第1条 (目的)

本細則は、公益財団法人自動車情報利活用促進協会（以下、「利活用協会」といいます。）OSS 申請共同利用システム（以下、「AINAS」といいます。）利用規約第13条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

第2条 (料金の設定)

AINAS 利用料金は、一定期間における利活用協会の OSS 申請業務について総括原価方式（適正な原価に適正な事業報酬を加えたものが総収入に見合うように料金を設定する方式）により設定します。

第3条 (料金の額)

利用者のうち代理人（以下、「代理人」といいます。）は、利活用協会に対し、AINAS 利用料金として、利用件数1件毎に次の各号に掲げる金額を支払うものとします。

- (1) 登録車に係る利用料金 85円（消費税等相当額を含む。）
- (2) 軽自動車に係る利用料金 85円（消費税等相当額を含む。）

2 AINAS の利用件数は、AINAS を利用して OSS 申請する件数のうち、検査又は登録が完了した件数（AINAS の申請データ照会画面の状況照会「登録完了日」欄又は「検査記録完了日」欄で年月日が確認できる申請件数）をいいます。

第4条 (料金の請求)

利活用協会は、代理人に対し、毎月、当月の AINAS の利用件数に、第3条第1項の金額を乗じた額を請求します。なお、当月は、原則として1日から月末までとします。

第5条（料金の支払方法）

支払方法は、原則として毎月27日（当日が金融機関の休業日の場合には翌営業日）までに前月分の利用料金を代理人が指定した金融機関の預金口座から振替えるものとします。

2 利活用協会は、口座振替に際し、代理人指定の口座残額不足や口座振替開始時期の遅延等の理由により口座振替が完了しなかった場合は、次回口座振替の実施時に口座振替が完了しなかった利用料金を代理人指定の口座より振替えるものとします。

第6条（料金の変更）

利活用協会は、OSS申請業務に関して経済事象の変化等により、予定した収益及び費用に大幅な変動が生ずる場合には、料金の種類及び金額を変更することがあります。

2 利活用協会は、料金の種類や金額を変更する場合、事前にその内容に関してホームページを通じて周知します。

附則

本細則は、平成29年4月1日から適用します。

附則

本細則は、平成31年1月4日から適用します。

附則

本細則は、令和2年4月1日から適用します。

附則

本細則は、令和5年1月1日から適用します。

附則

本細則は、令和8年4月1日から適用します。